



みどり



138号『介護保険①』

2019年9月1日発行／編集責任者 田中 眞／毎月1日発行／群馬県藤岡市篠塚105-1
<http://www.shinozuka-hp.or.jp/center/>

はじめに

平成30年版高齢者社会白書（内閣府）によると、75歳以上の要介護認定率は年々増加しており、2003年（平成15年）の370.4万人から2015年（平成27年）度末に606.8万人となっており、12年間で236.4万人増加しているそうです。75歳以上では23.5%の方が要介護認定を受けています。

わたしたちの住む群馬県では、2016年（平成28年）総人口196.7万人に対して、65歳以上の人口が55.2万人で28.3%となっており、うち要介護認定者数が9.4万人で17.1%となっています。



また、群馬県の一人暮らし・高齢者の夫婦のみの世帯数も年々増えており、群馬県介護高齢課ひとり暮らし高齢者基礎調査によると、2016年（平成28年）では一人暮らし高齢者は6.5万人となっています。



今後、要介護認定を受け、介護サービスが必要とされる方が増えることが予測されます。

介護保険サービスの利用の流れ

では、実際に介護サービスが必要となった場合、どのような手続きをしたらよいかをご紹介します。

介護保険サービスを利用するためには、まず要介護認定（7段階の区分で、要介護1～5、要支援1・2）を受けます。

< 要介護認定の申請の流れ >

- ① 市町村役場で申請手続き
各市町村役場介護保険課
- ② 認定調査
- ③ 主治医意見書
(かかりつけの先生に書いてもらいます。)
- 30日以内に介護保険証が郵送
- ④ 要介護認定の結果通知
- ⑤ ケアマネジャーと契約
- ⑥ ケアマネジャーがご自宅へ訪問
- ⑦ サービス事業者を集めて会議(担当者会議)
- ↓
- ⑧ サービス利用開始



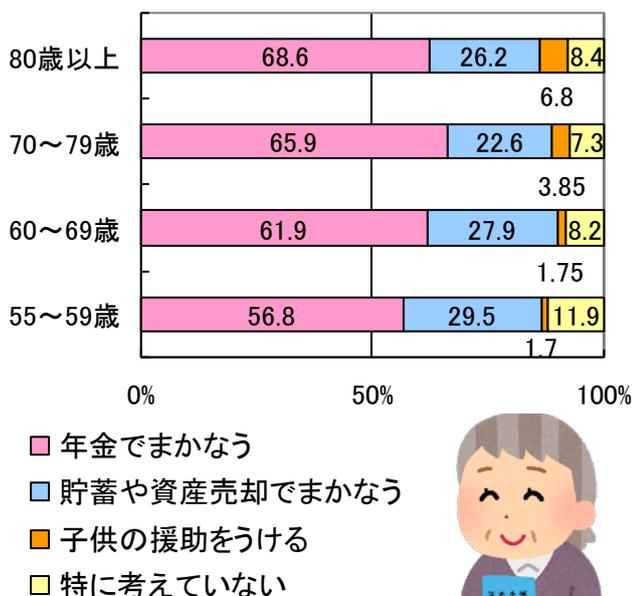
介護保険とお金について

介護保険サービスを利用すると、要介護度と自己負担割合（1～3割）に応じた利用料金をサービス事業者へ支払います。今年の10月

より消費税が8%から10%に増税されます。それに伴って、介護保険の利用料金も上がることが話し合われています（厚生労働省介護給付分科会より）。

そこで、介護費用に関する下記の調査報告をご紹介します。

<介護が必要になった場合の介護費用に関する意識調査>



（「高齢者の健康に関する調査」内閣府より）



介護費用に関しては、どの年代を比べても「年金でまかなう」が5割を超える結果でした。介護保険サービスを利用して支払う料金は、年金の範囲の中で、と過半数の方が考えていることがわかります。

2019年10月からの料金については、すでに、厚生労働省の介護給付分科会のホームページで予定の改定率がでています。

例えば、在宅サービスの中では、通所リハビリテーション（デイケア）は、要介護度と利用時間によって1回あたり20～70円の料金が増えます。訪問介護（ヘルパー）は、入浴や排泄介助などの身体介護が1時間未満は1回あたり10円増、買い物や掃除などの生活援助は1回あたり10円増となっています。

実際にどのくらいの利用料金がかかるかを例にあげてみます。

★Aさん 要介護3 負担割合1割

週3回、通所リハビリ（デイケア）に通っています。週2回のお風呂と、毎回リハビリを行っています。

請求書を見ると、ひと月あたり約2万3000円を支払っています。下記は、Aさんの通っている施設の請求書の内訳例です。

$$\begin{matrix} \text{介護サービス費} \\ \text{(1～3割)} \end{matrix} + \begin{matrix} \text{食事代} \\ \text{オムツ代} \end{matrix} = \begin{matrix} \text{自己負担} \\ \text{料金} \end{matrix}$$

内訳（例）

- ① 介護サービス費（1割）1回1080～1400円
- ② 実費
 - ・食事代 一食 600円
 - ・オムツ 紙おむつ 100円/枚など
- ③ 娯楽費 100円/月

※10月から、介護サービス費が値上がりする予定です。

おわりに

介護のことで困ったら、どこへ相談したらよいかをお話したいと思います。サービス内容に関すること、経済的な問題、介護負担の心理的な問題など介護に関する相談は様々ですが、各機関の相談窓口の一部を紹介します。

| 機関名 | 担当部署 | 相談対応者 |
|-----|--------------------------|----------------------|
| 行政 | 地域包括支援センター (あんしんセンター) | ケアマネジャー 保健師・社会福祉士 |
| 病院 | 地域連携室 患者支援センター | 相談員・ ソーシャルワーカー |
| 地域 | | 民生委員 |

当院でも在宅介護支援センターを中心に、各種相談に応じています。

（文責：松本真愛）